

長 建 協 発 第 2 8 号
平成 2 8 年 4 月 1 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」
受講済者の優先使用について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、現場での労働災害、とりわけ、建設機械に起因する労働事故がなかなか減少しない状況下にあります。

このような状況を踏まえ、労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を受講したオペレーターを優先して使用するよう全建を通じ一般社団法人全国クレーン建設業協会より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。